

大岡一丁目の一部における通学区域の調整に関する説明会

第1回（令和6年10月4日） 議事録

(1) 教育委員会事務局よりあいさつ

(2) 教育委員会事務局より資料説明

(3) 質疑応答 ●…参加者 →教育委員会事務局学校計画課

●私としては指定地区外就学制度を利用するつもりでいましたので、今回の変更案についてはとてもありがたいと思っています。現在、小学校6年生で、令和7年度に中学校に入学する子どもがいるため、指定地区外就学を利用させていただくことになるかと考えています。手続きについては、横浜市のホームページを見ると、まずは横浜市の担当部署に問い合わせたいと書かれていたと思うのですが、本日、配付された資料には指定された学校と通学を希望する学校に申し出てほしいと書かれております。具体的にこういった手続きが必要なのか、説明いただければと思います。

→指定地区外就学制度については、全体を所管している部署が教育委員会事務局の学校支援・地域連携課という部署になります。通常はまず、同課で制度の概要や要件について御説明させていただくため、そのように御案内していますが、実際に制度が利用できるかどうかについては各学校長の判断になります。今回の件については、初めから学校長に相談いただいていた問題ありません。

→また、南中学校と蒔田中学校の校長先生とは、既に様々な調整が済んでいます。両校との面談の要否は校長先生しだいになるかと思いますが、手続きに関しては簡素に済むように準備をしているため、ほぼ令和8年度以降と変わらない流れになるように準備をしております。ただ、今年度に限っては、少なくとも両校と一度は、お話をさせていただく必要があることを御理解いただければと思います。

●小学校6年生の保護者です。他の子どもがいて、上の子どもたちのときは指定地区外就学で蒔田中学校に入学しました。その際は、まずは市役所に連絡をして、その後、指定校である南中学校に連絡をするという流れでした。そこで、南中学校に連絡をすると、まずは小学校と面談をしてくださいと言われたのですが、今年は初めから南中学校に連絡してよいのでしょうか。

→今回の指定地区外就学制度の利用に関しては、小学校との面談は不要と考えていただいて差し支えありません。関係校の校長先生方とは調整を重ねてきておりますので、手続きについても御理解いただいております。

→改めて確認はいたしますが、基本的には手続きはなるべく簡素化して、令和8年度以降とほぼ変わらないものとなるように進めてきています。

なお、制度の適用が令和8年度以降になる理由としては、前年の8月までに全ての手続きを終えていないと、次年度の小学校の就学通知発送に、システムが対応できないという事情があるためです。本来であれば、来年度から適用とすべきところでしたので、令和7年度入学についても保護者の方々の御負担が少なくなるように手配をしております。